

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)TGMM芝浦プロジェクト」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京瓦斯株式会社

代表者：代表取締役社長 広瀬 道明

所在地：東京都港区海岸一丁目5番20号

名称：三井不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 菰田 正信

所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

名称：三菱地所株式会社

代表者：取締役社長 杉山 博孝

所在地：東京都千代田区大手町一丁目6番1号

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称)TGMM芝浦プロジェクト

種類：高層建築物の新築

3 対象事業の所在地

東京都港区芝浦三丁目11番ほか

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事用車両の走行ルート上には、公共公益施設、学校や開業予定の医療施設等があることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、プルーム式及びパフ式を採用し、評価では環境基準を下回る結果となっているが、計画地周辺の建物の影響により、高濃度になる地点が出現することも考えられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は勧告基準を下回るとしているが、計画地南東敷地境界には隣接して公共公益施設があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音及び振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討すること。

2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準と同値であることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽等により風環境が対策前より改善されているが、計画地内には田町駅から続く歩行者動線が整備されること、及び計画地の近隣に風の影響に特に配慮すべき施設として開業予定の医療施設等があることから、防風対策の確実な実施を行うこと。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景 観】

高層建築物周囲の高木植栽等により、圧迫感の軽減を図る計画であるとしていることから、植栽内容の詳細を明らかにするとともに、圧迫感軽減の効果を分かりやすく記述すること。

さらに、運河と連携した緑にあふれ親水性に富む水辺空間への配慮についても具体的に記述すること。

以 上